

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十条及び第九十六条の規定に基づき、炭素鋼のボルトのせん断に対する許容応力度及び材料強度を次のように定める。

平成十二年 月 日

建設大臣 中山 正暉

炭素鋼のボルトのせん断に対する許容応力度及び材料強度を定める件

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第九十条に規定する基準強度が一平方ミリメートルにつき二百四十二ニュートンを超える炭素鋼のボルトの長期に生ずる力に対するせん断の許容応力度は、基準強度に応じて次の表に掲げる数値とする。

基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）	長期に生ずる力に対するせん断の許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）
240を超え $180\sqrt{3}$ 以下の場合	120

$180\sqrt{3}$ を越える場合	F $1.5\sqrt{3}$
-------------------------	--------------------

この表において、Fは、令第九十条に規定する鋼材の基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニ  
ユートン）を表すものとする。

第二 令第九十六条に規定する基準強度が一平方ミリメートルにつき二百四十二ニュートンを越える炭素鋼の  
ボルトのせん断に対する材料強度は、第一に規定する長期に生ずる力に対するせん断の許容応力度の数値  
の一・五倍の数値とする。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。